

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、
次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯又は重篤な傷病を負った世帯の方 → **全額減免**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方で、下記の（１）～（３）のすべてに該当する方 → **一部・全額減免**
 - （１）給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のうち、収入の種類ごとに令和3年中の収入（実績）に比べ、いずれかの収入が10分の3以上減少する見込みがあること ※
 - （２）令和3年中の所得の合計が1,000万円以下であること
 - （３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計が400万円以下であること※事業収入等に各種給付金が含まれている場合は、収入から除きます。
※前年の所得額が0円以下の方は減免の対象となりません。

一部減免の計算

減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に、令和3年中の所得の合計額に応じた減免割合（ D ）をかけた金額です。

減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）

- A：令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に納期限が設定されている令和4年度分の保険税額
- B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の令和3年中の所得の合計
- C：世帯主及び世帯内で国保に加入している人全員の令和3年中のすべての所得の合計 ※
※世帯主が社会保険に加入している場合でも所得の合計に含めます。

所得の合計額に応じた減免割合（ D ）

- 主たる生計維持者の令和3年中のすべての所得の合計額について、
- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1000万円以下の場合：10分の2
- ※事業等の廃止・失業の場合には上記所得にかかわらず全部

【申請の前にご確認ください】

- 会社都合によりご退職された方は、別の軽減制度の対象です
申請方法や添付書類が異なりますので、医療保険課まで会社都合により退職された旨をご連絡ください。
- 令和3年中の収入の報告はお済みですか
令和3年中の収入の報告（確定申告、市民税申告、年末調整等）がお済みでない方は、減免の要件に該当しても申請が保留されますので、報告を行ってから申請してください。
- 主たる生計維持者（原則世帯主）以外の方の死亡・重篤な傷病、収入の減少は減免の対象とはなりません

【減免の申請方法】

申請書及び添付書類を蕨市役所医療保険課へ納期限までにご提出ください。期限内に申請することが困難な場合はご相談ください。ご提出いただいた書類について職員がお電話により確認をすることがありますので、ご協力をお願いします。

<申請書> 市ホームページにて掲載しています。印刷してお使いください。
蕨市役所医療保険課でも配布しています。窓口でお尋ねください。

<提出先> 感染拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いします。

〒335-0004
埼玉県蕨市中央4-21-29 仮庁舎（市民会館）
4階 402室 蕨市役所医療保険課 あて

※書類不備等の場合には、申請を保留させていただき、一定期間提出がない場合には申請を却下します。

【令和3年度分の保険税減免について】

○令和3年度分の保険税であって、令和3年度末に国民健康保険加入の手続きをしたことなどにより、令和4年4月以降に納期限が設定されているものも減免の対象となります。その際は、令和3年中の収入と令和2年中の収入を比較し審査を行います。その他の要件は表面と同様です。ただし、国民健康保険の加入手続きが遅れたこと等により令和3年度中に申請ができなかったなど、減免の対象とならない場合があります。随時期で4月から6月の間に納期が設定されている場合は8月1日までにお申し込みください。

○令和3年度分の保険税減免を申請いただくには、令和2年中及び令和3年中の収入の報告（確定申告、市民税申告、年末調整等）をしていただく必要があります。お済みでない方は、報告を行ってから申請してください。

お問合せの際は、納税通知書をお手元にご用意ください。

医療保険課（☎ 048-433-7712） 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）